## 市営土地改良事業変更計画の決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項に規定に基づき、 市営土地改良事業(甲賀2地区農村集落基盤再編・整備事業 用水路1:甲賀町 神工区)に係る土地改良事業変更計画を令和7年8月27日に定めたので、同条 第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月1日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 1 縦覧に供する書類

市営土地改良事業(甲賀2地区農村集落基盤再編・整備事業 用水路1:甲賀町神工区)変更計画書の写し

## 2 縦覧場所

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所農村整備課なお、甲賀市のウェブサイトでも閲覧することができる。

## 3 縦覧期間

令和7年9月1日から令和7年10月1日まで

この処分について不服のある者は、甲賀市長に対して書面により令和7年 10月23日までに審査請求をすることができる。